## 令和6年2月市議会総務委員会資料

# 第37号議案 長崎市火災予防条例の一部を改正する条例

## 目次

1	長崎市火災予防条例の一部を改正する条例の概要について	 2 ~	3~-5
2	長崎市火災予防条例新旧対照表	 4 ~ 2	20ペーシ

消 防 局 令 和 6 年 2 月

## 長崎市火災予防条例の一部を改正する条例の概要について

## 1 改正理由

消防法施行令(以下「施行令」という。)の改正に伴い、消防設備の技術基準に係る規定が整備され、「主要構造部」が「特定主要構造部」に改正されたため、長崎市火災予防条例(以下「条例」という。)の消防設備の技術基準についても同様に改正を行うもの。

## 2 改正の背景

- (1) 脱炭素社会の実現に向け、建築分野での木材の利用促進のために建築基準法の一部が改正され、耐火建築物において、防火上・避難上支 障がない部分には木材を使用できる緩和規定が設けられた。
- (2) 消防庁において建築基準法の改正内容を検討した結果、延焼防止、避難及び消火活動に支障がなかったことから、施行令についても改正が 行われた。

## 3 改正内容

条例第 37 条(屋内消火栓設備に関する基準)及び第 39 条(自動火災報知設備に関する基準)中の「主要構造部」を「特定主要構造部」に改めるもの。

【新旧対照表中の屋内消火栓設備箇所の一部抜粋】

(屋内消火栓設備に関する基準)			
第37条 次	に掲げる防火対象物又はその部分には、屋内消火		
栓設備を設けなければならない。			
(1)	長第1(16)項に掲げる防火対象物で延而積が、 特定		

改正後

1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で延面積が、特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分(回縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下同じ。)の仕上げを難燃材料でした防火対象物にあつては、3,000平方メートル以上、特定主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくは口のいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でした防火対象物にあっては、2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあっては1,000平方メートル以上のもの

## 改正前

(屋内消火栓設備に関する基準)

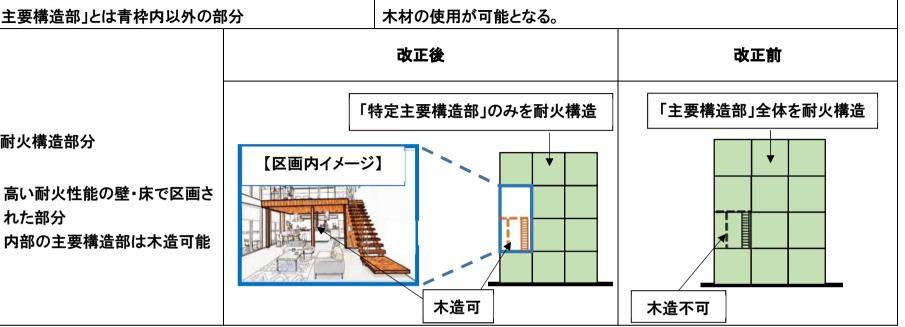
- 第37条 次に掲げる防火対象物又はその部分には、屋内消火 栓設備を設けなければならない。
- (1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で延面積が、\_\_\_ 主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分(回縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下同じ。)の仕上げを難燃材料でした防火対象物にあつては、3,000平方メートル以上、\_\_\_主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくは口のいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でした防火対象物にあっては、2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあっては1,000平方メートル以上のもの

- 耐火建築物における「主要構造部」と「特定主要構造部」
- •「主要構造部」とは壁、柱、床、階段等の構造上重要な部分
- ・「特定主要構造部」とは青枠内以外の部分

耐火構造部分

れた部分

・今回の改正により従来は木材の使用が原則できなかった部分についても



- 改正前と改正後の消防設備規制 今回の改正による既存の建物の消防設備規制に変更なし。
- 6 施行期日 特定主要構造部に係る規定については令和6年4月1日。その他の所要の整備については公布の日

## 7 長崎市火災予防条例新旧対照表

改正後	改正前
〇長崎市火災予防条例	〇長崎市火災予防条例
目次	目次
第1章 総則(第1条 <u>・第1条の2</u> )	第1章 総則(第1条)
第2章~第9章(略)	第2章~第9章(略)
附則	附則
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第1条(略)	第1条(略)
(定義)	
第1条の2 この条例において使用する用語の意義は、法、消防法施行	(新設)
令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)、消防法施行規則(昭	
和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)及び対象火気設備等	
の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条	
例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号)に	
<u>おいて使用する用語の例による。</u>	
(炉)	(炉)

改正後 第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならな い。 (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合(不燃材料 で有効に仕上げをした建築物等 の部分の構造が耐火 構诰 であつて、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料 で造つたものである場合又は当該 建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であつて、間柱、下 地その他主要な部分を不燃材料で造つたもの(有効に遮熱できる ものに限る。)である場合をいう。以下同じ。)を除き、建築物等及び 可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離 として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。 ア•イ(略)

(2)•(3)(略)

改正前

第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合(不燃材料 (建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不 燃材料をいう。以下同じ。)で有効に仕上げをした建築物等(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。)の部分の構造が耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)であつて、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。)で造つたものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であつて、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造つたもの(有効に遮熱できるものに限る。)である場合をいう。以下同じ。)を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。

ア・イ(略)

(2)•(3)(略)

- (4) 階段、避難口等の<u>付近</u>で避難の支障となる位置に設けないこと。 (5)~(16) (略)
- (17) 灯油、重油その他の液体燃料を使用する炉の附属設備は、次によること。

#### ア~キ(略)

ク 燃料タンク又は配管には、有効な<u>ろ過装置</u>を設けること。ただし、<u>ろ過装置</u>が設けられた炉又はかまどの燃料タンク又は配管にあつては、この限りでない。

ケ~セ (略)

(18)~(19)(略)

## 2 (略)

3 入力350キロワット以上の炉にあつては、不燃材料で造つた壁、柱、 床及び天井(天井のない場合にあつては、はり又は屋根)で区画され、かつ、窓及び出入口等に防火戸

を設けた室内に

設けること。ただし、炉の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障 のない措置を講じた場合においては、この限りでない。

#### 改正前

- (4) 階段、避難口等の<u>附近</u>で避難の支障となる位置に設けないこと。 (5)~(16)(略)
- (17) 灯油、重油その他の液体燃料を使用する炉の附属設備は、次によること。

#### ア~キ(略)

ク 燃料タンク又は配管には、有効な<u>濾過装置</u>を設けること。ただし、<u>濾過装置</u>が設けられた炉又はかまどの燃料タンク又は配管にあつては、この限りでない。

ケ~セ

(18)~(19)(略)

### 2(略)

3 入力350キロワット以上の炉にあつては、不燃材料で造つた壁、柱、 床及び天井(天井のない場合にあつては、はり又は屋根)で区画され、かつ、窓及び出入口等に防火戸(建築基準法第2条第9号の2口 に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。)を設けた室内に 設けること。ただし、炉の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障 のない措置を講じた場合においては、この限りでない。

改正前

4 (略)

(厨房設備)

第3条の4 (略)

2 前項に規定するもののほか、厨房設備の位置、構造及び管理の基準 │2 前項に規定するもののほか、厨房設備の位置、構造及び管理の基準 については、第3条(第1項第11号から第14号までを除く。)の規定を 準用する。この場合において、第3条第3項の規定中「入力」とあるの は、「当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の 入力の合計が」と読み替えるものとする。

(サウナ設備)

**第7条の2 サウナ設備** 

位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)•(2)(略)

2 (略)

(火花を生ずる設備)

第10条 火花を生ずる設備の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準 によらなければならない。

4 (略)

(厨房設備)

第3条の4 (略)

については、第3条(第1項第11号から第14号までを除く。)の規定を 準用する。この場合において 第3条第3項の規定中「入力」とあるの は、「当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の 入力の合計が」と読み替えるものとする。

(サウナ設備)

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)の 位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)•(2)(略)

2 (略)

(火花を生ずる設備)

第10条 グラビア印刷機、ゴムスプレッダー、起毛機、反毛機その他そ の操作に際し、火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する 設備(以下「火花を生ずる設備」という。)の位置、構造及び管理は、次

改正後	改正前
	に掲げる基準によらなければならない。
(1)~(4) (略)	(1)~(4) (略)
(放電加工機)	(放電加工機)
第10条の2 放電加工機	第10条の2 放電加工機(加工液として法第2条第7項に規定する危険
の構造は、次に掲げる基準によら	<u>物を用いるものに限る。以下同じ。)</u> の構造は、次に掲げる基準によら
なければならない。	なければならない。
(1)~(4) (略)	(1)~(4) (略)
2-3 (略)	2-3 (略)
(急速充電設備)	(急速充電設備)
第11条の2 <u>急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車</u>	第11条の2 <u>急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車</u>
等にコネクターを用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のも	等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その
<u>のを除く。)をいい、分離型のものにあつては、充電ポストを含む。以</u>	他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクター(充電用ケーブ
下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければ	<u>ルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用い</u>
<u>ならない。</u>	て充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分
	離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネク
	ター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しな
	いものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)に
	あつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、

改正後	改正前
	次に掲げる基準によらなければならない。
(1)~(19) (略)	(1)~(19) (略)
2 (略)	2 (略)
(ネオン管灯設備)	(ネオン管灯設備)
第14条 ネオン管灯設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらな	第14条 ネオン管灯設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらな
ければならない。	ければならない。
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
(4) 壁等を貫通する部分の <mark>がい管</mark> は、壁等に固定すること。	(4) 壁等を貫通する部分の <u>碍管</u> は、壁等に固定すること。
(5) (略)	(5) (略)
2 (略)	2 (略)
(舞台装置等の電気設備)	(舞台装置等の電気設備)
第15条 舞台装置等の電気設備の位置及び構造は、次に掲げる基準	第15条 舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備又は工
によらなければならない。	事、農事等のために一時的に使用する電気設備(以下「舞台装置等
	の電気設備」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなけ
	<u>ればならない。</u>
(1)-(2) (略)	(1)-(2) (略)
2 (略)	2 (略)

改正後 (避雷設備) 第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規|第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規 格 に適合するものとしなければならない。

2 (略)

(火を使用する設備に附属する煙突)

第17条の2 火を使用する設備(燃料電池発電設備を除く。)に附属す る煙突は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)~(4)(略)

(5) 前各号に規定するもののほか、煙突の基準については、建築基 準法施行令(昭和25年政令第338号)第115条第1項第1号から 第3号まで及び第2項の規定を準用する。

(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)

第22条 火消しつぼその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具 の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで、第 9号及び第9号の2の規定を準用する。

(たき火)

改正前

(避雷設備)

格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産 業規格をいう。以下同じ。)に適合するものとしなければならない。

2 (略)

(火を使用する設備に附属する煙突)

第17条の2 火を使用する設備(燃料電池発電設備を除く。)に附属す る煙突は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)~(4)(略)

(5) 前各号に規定するもののほか、煙突の基準については、建築基 準法施行令 第115条第1項第1号から 第3号まで及び第2項の規定を準用する。

(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)

第22条 火消つぼ その他使用に際し火災の発生のおそれのある器具 の取扱いの基準については、第18条第1項第1号から第7号まで、第 9号及び第9号の2の規定を準用する。

(疑火 )

- 第25条 可燃性の物品その他の可燃物の近くにおいては、たき火をして はならない。
- 2 たき火をする場合においては、消火準備その他火災予防上必要な措 置を講じなければならない。

(玩具用煙火)

第26条 (略)

- 2 (略)
- 3 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)第91条│3 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)第91条 第2号で定める数量の5分の1以上同号で定める数量以下の玩具用 煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、蓋のある不燃性の容器 に入れるか、又は防炎処理を施した覆い をしなければならない。

(作業中の防火管理)

第28条 ガス若しくは電気による溶接作業、自動車の解体等の溶断作 業、グラインダー等による火花を発する作業、トーチランプ等による加 熱作業、アスフアルト等の溶解作業又はびょう打作業(以下「溶接作 業等」という。)は、可燃性の物品の付近においてこれをしてはならな い。

#### 改正前

- 第25条 可燃性の物品その他の可燃物の近くにおいては、疑火 をして はならない。
- 2 疑火 をする場合においては、消火準備その他火災予防上必要な措 置を講じなければならない。

(玩具用煙火)

第26条 (略)

- 2 (略)
- 第2号で定める数量の5分の1以上同号で定める数量以下の玩具用 煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、蓋のある不燃性の容器 に入れるか、又は防炎処理を施したおおいをしなければならない。

(作業中の防火管理)

第28条 ガス若しくは雷気による溶接作業、自動車の解体等の溶断作 業、グラインダー等による火花を発する作業、トーチランプ等による加 熱作業、アスフアルト等の溶解作業又は、鋲打作業 (以下「溶接作 業等」という。)は、可燃性の物品の附近においてこれをしてはならな い。

改正後	改正前
2~5(略)	2~5 (略)
(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)	(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)
第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用につい	第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用につい
ては、次に掲げるところによらなければならない。	ては、次に掲げるところによらなければならない。
(1)-(2) (略)	(1)-(2) (略)
(3) 屋外において火遊び又は <u>たき火</u> をしないこと。	(3) 屋外において火遊び又は <u>焚火</u> をしないこと。
(4) 屋外においては、可燃性の物品その他の可燃物の <u>付近</u> で喫煙を	(4) 屋外においては、可燃性の物品その他の可燃物の <u>附近</u> で喫煙を
しないこと。	しないこと。
(5)~(7) (略)	(5)~(7) (略)
(住宅用防災機器)	(住宅用防災機器)
第29条の2 住宅(法第9条の2第1項に規定する住宅をいう。以下この	第29条の2 住宅(法第9条の2第1項に規定する住宅をいう。以下この
章において同じ。)の関係者(住宅の所有者、管理者又は占有者をい	章において同じ。)の関係者(住宅の所有者、管理者又は占有者をい
う。)は、次条及び第29条の4に定める基準に従つて、次の各号のい	う。)は、次条及び第29条の4に定める基準に従つて、次の各号のい
ずれかの住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。	ずれかの住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。
(1) 住宅用防災警報器	(1) 住宅用防災警報器(令第5条の6第1号に規定する住宅用防災
	<u>警報器をいう。以下この章において同じ。)</u>
(2) 住宅用防災報知設備	(2) 住宅用防災報知設備(令第5条の6第2号に規定する住宅用防

改正後		改正前	
		災報知設備をいう。以下この章において同じ。)	
	(住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準)	(住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準)	
	第29条の3 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分(第2号から	第29条の3 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分(第2号から	
	第5号までに掲げる住宅の部分にあつては、令別表第1(5)項ロに掲	第5号までに掲げる住宅の部分にあつては、令別表第1(5)項ロに持	
	げる防火対象物又は(16)項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供	げる防火対象物又は(16)項に掲げる防火対象物の住宅の用途に係	
	される部分のうち、もつぱら居住の用に供されるべき住宅の部分以外	される部分のうち、もつばら居住の用に供されるべき住宅の部分以外	
	の部分であつて、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機	の部分であつて、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、根	
	械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用	械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共同	
	部分を除く。)に設置しなければならない。	部分を除く。)に設置しなければならない。	
	(1) 就寝の用に供する居室	(1) 就寝の用に供する居室(建築基準法第2条第4号に規定する原	
		室をいう。第4号及び第5号において同じ。)	
	(2) 前号に掲げる住宅の部分が存する階(避難階	(2) 前号に掲げる住宅の部分が存する階(避難階 <u>(建築基準法施行</u>	
		今第13条第1号に規定する避難階をいう。以下この条及び第40名	
	を除く。)から直下階に通ずる階段(屋外に設	<u>第1項において同じ。)</u> を除く。)から直下階に通ずる階段(屋外に記	
	けられたものを除く。以下この条において同じ。)の上端	けられたものを除く。以下この条において同じ。)の上端	
	(3)~(5) (略)	(3)~(5) (略)	
	2~6(略)	2~6 (略)	

(指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準)

(指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準)

## 第30条 法第9条の4の規定に基づき指定数量

未満

の危険物の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなけ ればならない。

(1)~(6)(略)

(指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱 いの技術上の基準等)

#### 第31条の3(略)

- 2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において貯 2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において貯 蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次 のとおりとする。
  - (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所(移動タンクを除く。) の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、 次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設 けること。ただし、開口部のない防火構造(建築基準法(昭和25年 法律第201号)第2条第8号に規定する防火構造をいう。以下同 じ。)の壁又は不燃材料で造つた壁に面するときは、この限りでな い。

#### 改正前

第30条 法第9条の4の規定に基づき危険物の規制に関する政令(昭 和34年政令第306号)で定める数量(以下「指定数量」という。)未満 の危険物の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなけ ればならない。

(1)~(6)(略)

(指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱 いの技術上の基準等)

第31条の3(略)

- 蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次 のとおりとする。
  - (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所(移動タンクを除く。) の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、 次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設 けること。ただし、開口部のない防火構造(建築基準法

第2条第8号に規定する防火構造をいう。以下同 じ。)の壁又は不燃材料で造つた壁に面するときは、この限りでな い。

改正後			
	容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う	空地の幅
		数量	
	タンク又は金属製	指定数量の2分の1以上	1メートル以上
	容器	指定数量未満	
	その他の場合	指定数量の5分の1以上	1メートル以上
		2分の1未満	
		指定数量の2分の1以上	2メートル以上
		指定数量未満	

(2)•(3)(略)

第31条の7(略)

(1)•(2)(略)

(3) 自然発火性物品(第3類の危険物のうち危険物の規制に関する 政令(昭和34年政令第306号)第1条の5第2項の自然発火性試験において同条第3項に定める性状を示すもの並びにアルキルア ルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんをいう。)にあつては、炎、 火花若しくは高温体との接近、過熱又は空気との接触を避け、禁水 性物品(第3類の危険物のうち同令第1条の5第5項の水との反応 性試験において同条第6項に定める性状を示すもの(カリウム、ナト

容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う	空地の幅
	数量	
タンク又は金属製	指定数量の2分の1以上	1メートル以上
容器	指定数量未満	
その他の場合	指定数量の5分の1以上	1メートル以上
	2分の1未満	
	指定数量の2分の1以上	2メートル以上
	指定数量未満	

改正前

(2)•(3)(略)

第31条の7 (略)

(1)•(2)(略)

改正後	改正前
リウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。)をい	リウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。)をい
う。)にあつては水との接触を避けること。	う。)にあつては水との接触を避けること。
(綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)	(綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)
(4)~(6) (略)	(4)~(6) (略)
第34条(略)	第34条(略)
2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次	2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次
に掲げる技術上の基準によらなければならない。	に掲げる技術上の基準によらなければならない。
(1)-(2) (略)	(1)-(2) (略)
(3) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次に	(3) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次に
よること。	よること。
ア~ウ(略)	ア〜ウ(略)
エ 別表第8に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又	エ 別表第8に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又
は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料	は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料 <u>(建築基準法施行令</u>
で仕上げた室内にお	第1条第6号に規定する難燃材料をいう。)で仕上げた室内にお
いて行うこと。	いて行うこと。
(4) (略)	(4) (略)
(消火器に関する基準)	(消火器に関する基準)

改正前

第35条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定により設ける消火器は、令第10条第2項並びに<u>規則</u>

第9条及

び第11条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。 (屋内消火枠設備に関する基準)

- 第37条 次に掲げる防火対象物又はその部分には、屋内消火栓設備を設けなければならない。
  - (1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で延面積が、特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分(回縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下同じ。)の仕上げを難燃材料でした防火対象物にあつては、3,000平方メートル以上、特定主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくは口のいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でした防火対象物にあつては、2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては1,000平方メートル以上のもの
  - (2) 令別表第1各項に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上

第35条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定により設ける消火器は、令第10条第2項並びに<u>消防法</u> 施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。) 第9条及 び第11条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

(屋内消火栓設備に関する基準)

- 第37条 次に掲げる防火対象物又はその部分には、屋内消火栓設備を設けなければならない。
  - (1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で延面積が、主要構造部 を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分(回縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下同じ。)の仕上げを 難燃材料でした防火対象物にあつては、3,000平方メートル以 上、主要構造部 を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくは口のいずれかに該当し、かつ、 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でした防火 対象物にあつては、2,000平方メートル以上、その他の防火対象 物にあつては1,000平方メートル以上のもの
  - (2) 令別表第1各項に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上

のもの。ただし、特定主要構造部を耐火構造とし、若しくは特定主要構造部が不燃材料で造られているもので、5階以上の部分の床面積の合計が100平方メートル以下のもの又は特定主要構造部を耐火構造とし、5階以上の部分の床面積の合計が100平方メートル以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

### 2 (略)

(自動火災報知設備に関する基準)

- 第39条 次に掲げる防火対象物又はその部分には、自動火災報知設備を設けなければならない。
  - (1) 令別表第1(16)項口に掲げる防火対象物(特定主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくは口のいずれかに該当するものを除く。)のうち、同表(12)項及び(14)項に掲げる用途に供する部分の上階を同表(5)項口に掲げる用途に供するもので、延面積が300平方メートル以上のもの
  - (2) 令別表第1(16)項ロに掲げる防火対象物で、延面積が、特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でした防火対象物にあつては2,000平方メー

#### 改正前

のもの。ただし、主要構造部 を耐火構造とし、若しくは主要構造部 が不燃材料で造られているもので、5階以上の部分の床面積の合計が100平方メートル以下のもの又は主要構造部 を耐火構造とし、5階以上の部分の床面積の合計が100平方メートル以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

## 2 (略)

(自動火災報知設備に関する基準)

- 第39条 次に掲げる防火対象物又はその部分には、自動火災報知設備を設けなければならない。
  - (1) 令別表第1(16)項口に掲げる防火対象物(主要構造部 を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくは口のいずれかに該当するものを除く。)のうち、同表(12)項及び(14)項に掲げる用途に供する部分の上階を同表(5)項口に掲げる用途に供するもので、延面積が300平方メートル以上のもの
  - (2) 令別表第1(16)項ロに掲げる防火対象物で、延面積が、主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でした防火対象物にあつては2,000平方メー

トル以上、その他の防火対象物にあつては1,000平方メートル以上のもの

### 2 (略)

(消防用水に関する基準)

第41条 市長が指定する区域にある令別表第1(5)項イ及び(7)項に掲げる建築物で、消防隊が使用できる水利(消火栓を除く。)から100メートル以上離れた場所にあるもののうち、その延べ面積が耐火建築物にあつ

ては3,000平方メートル以上、準耐火建築物

\_にあつては2,000平方メー

トル以上、その他の建築物にあつては1,000平方メートル以上ある場合は、消防隊が容易に使用できる20立方メートル以上の消防用水を設けなければならない。

## (劇場等の定員)

- 第45条 劇場等の関係者は、次に定めるところにより、収容人員の適正化に努めなければならない。
  - (1) 客席の部分ごとに、次のアからウまでによつて算定した数の合計数(以下「定員」という。)を超えて客を入場させないこと。

#### 改正前

トル以上、その他の防火対象物にあつては1,000平方メートル以上のもの

#### 2 (略)

(消防用水に関する基準)

第41条 市長が指定する区域にある令別表第1(5)項イ及び(7)項に掲げる建築物で、消防隊が使用できる水利(消火栓を除く。)から100メートル以上離れた場所にあるもののうち、その延べ面積が耐火建築物(建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。)にあつては3,000平方メートル以上、準耐火建築物(建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。)にあつては2,000平方メートル以上、その他の建築物にあつては1,000平方メートル以上ある場合は、消防隊が容易に使用できる20立方メートル以上の消防用水を設けなければならない。

## (劇場等の定員)

- 第45条 劇場等の関係者は、次に定めるところにより、収容人員の適正 化に努めなければならない。
  - (1) 客席の部分ごとに、次のアからウまでによつて算定した数の合計数(以下「定員」という。)を超えて客を入場させないこと。

ア 固定式の椅子席を設ける部分については、当該部分にある椅子席の数に対応する数。この場合において、長椅子式の椅子席にあつては、当該椅子席の正面幅を0.4メートルで除して得た数(1未満の端数 は、切り捨てるものとする。)とする。

イ・ウ(略)

(2)~(4)(略)

(指定催しの指定)

第50条の2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等

の周囲において火災が発生

した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると 認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2-3 (略)

改正前

ア 固定式の椅子席を設ける部分については、当該部分にある椅子席の数に対応する数。この場合において、長椅子式の椅子席にあつては、当該椅子席の正面幅を0.4メートルで除して得た数(1未満のはしたの数は、切り捨てるものとする。)とする。

イ・ウ(略)

(2)~(4)(略)

(指定催しの指定)

第50条の2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等(令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。)の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2-3 (略)

## 附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。